

井戸に関係するお尋ねについて

現在、市民税課や環境課に「井戸に関する」問い合わせが多く寄せられています。

「井戸」に関するお問い合わせが多い事項について、Q＆A方式でお答えいたします。

【り災証明・被災証明について】 担当課：市民税課（３３－４１０７）

Q：り災証明申請の際、井戸を含めずに申請したがどうなるの？

A：既に被災証明書を受け取られた方で、り災証明へ変更を希望される場合は、お手数ですが再度申請をお願いします。申請は、オンライン申請でも受け付けます。

また、り災証明をすでに申請されている場合は、お手続きの必要はありません。住家調査の際に井戸を含めて判定します。

Q：井戸の被害を被災証明として申請をしたがどうなるの？

A：り災証明へ変更を希望される場合は、お手数ですが再度申請をお願いします。申請は、オンライン申請でも受け付けます。

Q：ポンプの故障も井戸の不具合と考えるの？

A：ポンプの故障も井戸の不具合として考えていただいて構いません。

Q：井戸の写真はどうやって撮るの？

A：ポンプの写真を撮ってください。また、井戸水が濁っている場合については、ポンプの写真機加えて、透明なグラスに蛇口から水を入れて、その写真を撮ってください。

Q：田んぼの井戸も対象となるの？

A：田んぼの井戸は、「り災証明」の対象となりません。ご家庭で日常生活に利用される井戸のみ、住家の被害と一体とみなし「り災証明」の対象です。それ以外の井戸は「被災証明」となります。

【り災証明の現地調査について】 担当課：資産税課（３３－４１０８）

Q：住宅に被害がなく日常生活で使用する井戸のみ被害があった場合、判定はどうなるの？

A：判定区分「一部損壊」としてり災証明書を発行します。

Q：調査の際にちゃんと井戸を調査してくれるの？

A：調査時に井戸用のポンプ等を確認の上、井戸の損害も含めて判定します。

【井戸の不具合について】 担当課：環境課（３３－４１１４）

Q：り災証明を取得した後、なにか井戸に対する補助はあるの？

A：現時点では個人の井戸に関する補助制度はありません。

Q：井戸の補助金申請にり災証明書が必要と言われたが本当か？

A：準半壊以上の場合、井戸ポンプの被害（故障）については、住宅の応急修理が適用されますので、必要です。なお、井戸のさく井（掘り直し等）工事は対象となりません。